

第 230 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 12 月 22 日(金) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 30 分

2. 場 所 横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1番 恩田 洋一	2番 石原 隆幸	3番 藤原 寿成	4番 藤原 康正
6番 古田川光彦	7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	9番 石原 博
10番 高橋 正敏	11番 藤原 克己	12番 和久利 勝	13番 石原 敬士
15番 立石 覚	16番 大坂 茂	17番 安部 備造	18番 金倉 弘美
19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一	22番 藤原 昭則
23番 渡部 雅一	24番 佐藤 昌利	25番 石原 宏二	26番 賀元 亨
28番 藤原 修	29番 藤原 功	30番 山田 幸則	31番 白名 貴美子
32番 嵐谷 行徳	33番 新田 昭喜	35番 浅野 保男	36番 川西 雄二
37番 小池 俊彦	38番 堀尾 敏久	39番 大塚 真人	41番 梅木 達也
42番 松島 昭夫	43番 原田 二郎		

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事務局長補佐 福 田 貴 美 子

5. 欠席委員 (6名)

5番 岩田 孝史	14番 和久利 健	25番 石原 宏二	27番 若月 勝久
34番 卜藏 秀夫	40番 安部 秀男		

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報告第1号 農地の合意解約に関する届出について

報告第2号 共有者不明農用地等に係る公示について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権移転)

議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権設定・一括方式)

議案第6号 農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第230回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は5番 岩田委員、14番 和久利委員。出席者は18名中16名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は25番、27番、34番、40番の4名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番 立石委員、16番 大坂委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和5年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,949㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日 令和5年11月24日、土地引渡時期 令和5年11月30日。解約の理由、新会社へ事業継承のため。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,493㎡他で計5,010㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日 令和5年11月30日、土地引渡時期 令和5年11月30日。解約の理由、双方の合意による。 番号3、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積939㎡他で計5,975㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日 令和5年11月30日、土地引渡時期 令和5年11月30日。解約の理由、双方の合意による。 番号4、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積939㎡他で計5,975㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日 令和5年11月30日、土地引渡時期 令和5年11月30日。解約の理由、双方の合意による。 番号5、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積 2,912㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日、令和5年11月30日、土地引渡時期、令和5年11月30日。解約の理由、双方の合意による。 番号6、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積 1,216㎡ 他で計4,925㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日 令和5年11月30日、土地引渡時期 令和5年11月30日。解約の理由、双方の合意による。 番号7、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積 1,854㎡ 他で計4,027㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約成立日 令和5年11月30日、土地引渡時期 令和5年11月30日。解約の理由、双方の合意による。以上です。

議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次、報告第2号、共有者不明農用地等に係る公示について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	報告第2号、共有者不明農用地等に係る公示について説明いたします。 農地の所在 □□□□番、外2筆。面積1,463㎡他で3,429㎡です。農地中間管理権を設定する者の氏名 ○○○○、農地中間管理権要件の設定を受ける中間管理機構の名称 公益財団法人しまね農業振興公社 です。 この農地について、地域の担い手より集積するため、県公社へ相談された案件になります。状況として、相続が行われていない農地であること、現在の事実上の管理者が成年後見人制度を活用していること、地域の方も親族関係を知る人がいない、などの状況にありました。 この農地を集積するにあたり、農業経営基盤強化促進法により、「共有者の1人が管理している場合の手続き」となり、今回の場合は、「成年後見人により手続きができる」という、裁判所の判断により、進めることとなりました。 大まかな流れとしては、所有者から市町に申し出があり、市町が中間管理権取得にかかる要件の確認をし、要件が整った場合、集積計画案の作成について、県農業振興公社に協議いたします。次に県公社から計画を定めるため、農業委員会に対し、該当農地について、関係者の探索の要請がなされます。ここで共有者の探索となり、手続きを得て公示ということになります。公示の結果は県農業振興公社に報告します。 農業委員会の業務といたしましては、この土地の共有者を探索した後の公示となります。現在、探索は終了し、共有持ち分を有する者を確認できなかったことから、「共有者不明農用地等に係る公示」を行っています。役場前の掲示板と、町のホームページに掲載しています。 「総会における審議事項ではない」ということを、島根県農業会議へ確認しております。こちらの案件につきましては、「当該農地について公示を行っている」という説明と報告になります。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和5年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,431㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は194.4aです。対価につきましては、10aあたり30,000円です。資料1に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積315㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は3.1aです。対価につきましては、10aあたり◇◇◇◇円。資料2に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事する」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について36番川西委員、お願いいたします。
36番	議案第1号番号1につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 △△△△氏よりご案内を受け現地を確認いたしましたところ、適切に管理されると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、42番松島委員、補足説明をお願いします。
42番	議案第1号番号2につきまして42番松島が補足説明をさせていただきます。 △△△△さん宅の、家の横の田圃になります。きちんと管理されるということで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積230㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的は露天駐車場。施設等、露天駐車場。転用理由は近隣で住宅新築・改築が行われるなか、駐車場の要望もあり、駐車場として整備するため。除地の関係につきましては、農業振興地域外となっております。資料3に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積10㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は現在の墓地は山上にあり、平素の管理が困難なため、申請地に合葬式(がつそうしき)墓地を設置したい。除地につきましては、令和5年8月10日に公告されています。資料4に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。

事務局	番号1については、都市計画区域内の準工業地域にしてされており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地は原則転用可能となっております。 番号2につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について35番浅野委員、お願いいたします。
35番	議案第2号番号1につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は、□□□□自治会内の東側で、■■■■■付近になります。現地を確認いたしましたところ、この農地は■■■■■川沿いで、河川と隣の建物の擁壁に接した所です。主要地方道□□□□線に近く、便宜上駐車場として利用したいということで、今回申請が上がっています。利便性を考慮すれば普通であると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第2号番号2につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 場所は□□□□の■■■■■地内でございまして、○○○○さんの自宅のすぐ裏の農地でございます。他の農地に支障はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。

事務局	番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積180㎡。権利種別は使用貸借。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■●●■。転用目的は住宅用宅地造成。施設等、一般住宅敷地。申請理由、現在、借受人は遠方で在住ですが、今般、貸人が居住する奥出雲町で生活するため、申請地に住宅を建築したい。除地については、農振地域外です。資料5に地図を載せていますので、参考にご覧ください。 都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域に定められており、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について35番浅野委員、お願いいたします。
35番	議案第3号番号1につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は、□□□□自治会内のまちなかで、■●●■に隣接した所です。△△△△さんは元々□□□□の方で、今は●●●●に住んでおられますが、このたび、この土地に一戸建ての住宅を建築し、Uターンして住み続けたいとの意向であります。住宅敷地として他の場所がなく、ここが町道に面していて利便性が良く、近隣住民の皆様にも同意を得ておられます。なお、△△△△さんと○○○○さんは親と子であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積 1,309㎡。内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1。所有権の移転を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。売買価格につきましては、◇◇◇◇円です。移転の時期令和5年12月22日。支払方法 口座振込。支払期限 令和6年1月31日。この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転です。農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。 なお、県の農地中間管理機構であります「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意も得ております。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について36番川西委員、お願いいたします。
36番	議案第4号番号1につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 谷口氏よりご案内を受け現地を確認いたしましたところ、適切に管理されると思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。
事務局	次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
	議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。
	農地中間管理機構(公益財団法人しまね農業振興公社)を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。
	番号1から22までは、受け手が△△△△。
	番号1、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,828㎡ 他で計5,109㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。
	番号2、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,696㎡ 他で計3,901㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。
	番号3、農地の所在 □□□□番、外9筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,591㎡ 他で計13,910㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。
	番号4、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,004㎡ 他で計4,597㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。
	番号5、農地の所在 □□□□番、外12筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,071㎡ 他で計11,514㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。
	番号6、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,771㎡ 他で計3,100㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。

事務局	は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,118㎡ 他で計8,691㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積911㎡他で計9,500㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積948㎡他で計9,119㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号10、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,916㎡他で計7,877㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号11、農地の所在 □□□□番、外10筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,121㎡他で計11,312㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号12、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積993㎡他で計2,801㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号13、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積644㎡他で計3,866㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号14、農地の所在 □□□□番、外9筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,485㎡他で計17,773㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号15、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,193㎡他で計7,179㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号16、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,435㎡ 他で計9,190㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号17、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積930㎡他で計3,704㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号18、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,912㎡他で計5,647㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号19、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,162㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。
-----	--

事務局	番号20、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,327㎡他で計9,166㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号21、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積536㎡他で計7,856㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号22、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,058㎡他で計9,858㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。 番号23、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,458㎡他で計4,990㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利取得後の経営面積は、525.5aです。利用目的は田。期間は16年、解除条件付き賃貸借です。 番号24から32までは、受け手が△△△△。 番号24、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積4,929㎡他で計13,684㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は畑。期間は11年、賃貸借です。 番号25、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積1,073㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は畑。期間は11年、使用貸借です。 番号26、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積2,280㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は畑。期間は11年、使用貸借です。 番号27、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積3,799㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は畑。期間は11年、賃貸借です。 番号28、農地の所在、大谷1430番52、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積3,895㎡他で8,922㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は畑。期間は11年、賃貸借です。 番号29、農地の所在、大谷847番15、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積1,114㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は畑。期間は11年、使用貸借です。 番号30、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積1,210㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は畑。期間は11年、賃貸借です。 番号31、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積4,906㎡他で16,668㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は畑。期間は11年、賃貸借です。 番号32、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積2,476㎡他で
-----	--

事務局	2, 590㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は畑。期間は11年、賃貸借です 番号33から34は、受け手が△△△△。 番号33、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 216㎡他で4, 925㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は7年、賃貸借です。 番号34、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 854㎡他で4, 027㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は7年、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号22については、私の関係する案件ですので、議長を交代いたします。
代理	代わりに議長をいたします。よろしくお願いいたします。 29番藤原委員、補足説明をお願いいたします。
29番	議案第5号番号1から番号22につきまして29番藤原が補足説明をさせていただきます。 場所は□□□□地区■■■■、□□□□自治会内の圃場です。これまで公益財団法人しまね農業振興公社を通じて△△△△が利用権設定をしており、今回は再設定ということです。新規ということになっていますが、これまでも△△△△が田圃をきちんと適切に管理されているので、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。15番立石委員。
15番	こちらの番号1から番号22までの△△△△の分と、後出の番号24から番号32までの△△△△さんの案件について、経営面積にいろいろな数字が入っています。システム上の問題かと思いますが。
議長	事務局、お願いします。
事務局	ご指摘のとおり、システム上の問題で、いま契約されて期間が来ているものについて、満了処理をいたします。都度、個人の方の期間を満了にしていき、△△△△へ新規ということで入力していきますので、減っては増えというかたちになり、議案に掲載されている面積が突合しない部分があるかと思います。以上です。
15番	土地の面積は変わらないということですね。
事務局	はい。△△△△が今回集積をされる面積は、166, 833㎡(16. 6ha)になると思います。

15番	わかりました。
代理	他にございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1から番号22について承認することに決しました。 では議長を交代いたします。
議長	続いて番号23について、38番堀尾委員、補足説明をお願いします。
38番	議案第5号番号23につきまして38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 場所は□□□□集落の国道沿い左手に1筆、それからJR木次線を挟んだ〇〇〇〇さん宅の前にある2筆の農地です。〇〇〇〇さんをご高齢になり、現在はお子さんの住まわれている町外の施設に入られたと聞いています。受け手の△△△△は、今年からこの□□□□地内で農地の耕作・管理をされていますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号23について承認することに決しました。 続いて番号24から32について、受け手が同じ△△△△さんということでございますので、39番大塚委員、補足説明をお願いします。
39番	議案第5号番号24から32につきまして39番大塚が補足説明をさせていただきます。 場所ですが、□□□□の開パイになっておりまして、■■■■団地、□□□□団地ということです。■■■■団地は□□□□にございまして、□□□□団地は■■■■にございます。△△△△さんは野菜を中心に、農業体験等をなさっております。現在も継続して耕作しておりますので、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号24から32について承認することに決しました。
議長	続いて番号33から34について、受け手が同じ△△△△さんということでございますので、43番原田委員、補足説明をお願いします。

43番	議案第5号番号33から34につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 番号33について、場所は□□□□の田圃でございます。受け手の△△△△さんも熱心な農業者でございますので、何ら問題ないと思います。 番号34について、場所は□□□□地内と■ ■ ■ ■ 地内にある田圃でございます、受け手の△△△△さんが番号33と同じでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号33から34について承認することに決しました。 次に議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第6号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年12月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,761㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、519.8aです。利用目的は田。期間は1年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,236㎡他で4,241㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は2,116㎡他で6,900㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、使用貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,493㎡他で計5,010㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、244.5㎡(3条 1431㎡+5010㎡aです。利用目的は田。期間は1年、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,110㎡他で7,625㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、364.7aです。利用目的は田。期間は4年4か月、賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積782㎡他で

事務局	2, 392㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 321㎡他で3, 042㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号8、農地の所在 大馬木2500番132。地目は登記簿/現況ともに田。面積4, 092㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、44a(3条申請 315㎡+4092㎡)です。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 084㎡他で5, 356㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は296. 1a。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について24番佐藤委員、お願いいたします。
24番	議案第6号番号1につきまして24番佐藤が補足説明をさせていただきます。 この田につきましては、これまでも△△△△さんがきれいに管理しておられます。継続ということで、1年契約になっていますが、1年後にまた更新するということでした。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。
議長	続いて番号2について、28番藤原委員、補足説明をお願いします。
28番	議案第6号番号2につきまして28番藤原が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さん、△△△△さん、ともに□□□□自治会の方で、今回の申請地ですが、△△△△さんの家のすぐ側で、△△△△さん所有の農地とひっついたようなところですよ。管理もしっかりされており、再設定ですので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。

議長	質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について、30番山田委員、補足説明をお願いします。
30番	議案第6号番号3につきまして30番山田が補足説明をさせていただきます。 この田圃は、□□□□にあります。△△△△さんはこれまでも継続的に管理されており、今後も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号3について承認することに決しました。 続いて番号4から番号5について、30番山田委員、補足説明をお願いします。
30番	議案第6号番号4から番号5につきまして30番山田が補足説明をさせていただきます。 番号4の△△△△氏と番号5の△△△△氏より、それぞれご案内がありまして、確認いたしましたところ、適切に管理されるものと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号4について承認することに決しました。 次に番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号5について承認することに決しました。 続いて番号6について、7番永濱委員、補足説明をお願いします。
7番	議案第6号番号6につきまして7番永濱が補足説明をさせていただきます。 〇〇〇〇さんは、□□□□地区■■■■地内、□□□□自治会のかたでございます。場所

7番	は、□□□□集会所の近隣の田圃でございます。これまで△△△△が適切に管理しておられまして、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号6について承認することに決しました。 続いて番号7から8について、42番松島委員、補足説明をお願いします。
42番	議案第6号番号7から8につきまして42番松島が補足説明をさせていただきます。 番号7について、〇〇〇〇さんと△△△△さんは再設定ということで、場所は□□□□の圃場です。ちょうどその横に△△△△さんの田圃があるということです。きちんと管理されているので問題ないと思います。 番号8について、新規ということですが、△△△△さんの自宅から500mくらい□□□□へ向かったところに開パイ地があり、そこを耕作したいということです。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号7について承認することに決しました。 次に番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号8について承認することに決しました。 続いて番号9について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第6号番号9につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 場所は□□□□の■■■■地内でございまして、受け手の△△△△さんは、その地域でずっと熱心な農業の担い手としてやっておられます。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

廣田	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号9について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。 先月11月30日、東京都の文京区において令和5年度全国農業委員会会長代表者集会が開かれ、島根県8市町の農業委員会が出席しました。奥出雲町からは金倉会長と私が出席しましたので、この場をお借りして内容についてご報告をいたします。 代表者集会では、令和6年度農業関係予算確保及び農地・担い手等関連施策に関する要請決議、地域農業を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動の推進に関する申し合わせ決議、地域計画の先進事例紹介などがあり、食料・農業・農村基本法の改正と、それに伴う各施策にかかる予算の安定的な確保。日本型直接支払制度においては、中山間地等の条件不利地に対する予算の拡充についての要請事項などが決議されました。 代表者集会の終了後は衆議院会館へ移動し、島根県全体で国会議員の高見衆議院議員、高階(たかがい)衆議院議員、青木参議員議員、舞立(まいたち)参議員議員、三浦参議員議員の5名へ要請活動及び意見交換会を行いました。 金倉会長からは、要請書の中にもある日本型直接支払制度(中山間直払い)については、本年度減額交付となっているところであり、5年間の協定を組んで取組を行っている団体においては活動に大変苦慮しているため、是非とも満額交付と来年度以降の予算確保を要望されました。 そのほか益田市の西川会長からは大規模農家への支援ばかりが拡充されるが、地域計画は小規模農家も含めあらゆる人材で地域農業を守っていかなければならない。そのため小規模農家への支援制度の確立もお願いしたい。また、現行の補助事業においてはポイント制での採択が多いが、条件不利地と平場では不公平感がある内容と感ずるため、よりよい採択方法の検討の要望がありました。 飯南町の今岡会長からは、配布されたタブレットについて、電波状況によって山間部ではリアルタイムで使えないケースがあり、活用できなければ意味がないので、もう少し現場の声を聴いていただきたい。など多くの要望また意見交換を実施されました。以上です。 議長 ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は1月23日(火)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。
-----------	---